

企業・NPO法人等が借り受けた農地で市民農園を開設する場合

特定農地貸付協定（例）

（目的）

第1 ○○○○〔特定農地貸付により市民農園を開設する者〕（以下「開設者」という。）及びさいたま市〔当該市民農園の所在地を所管する市町村〕は、市民農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の区域）

第2 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第3 開設者は、特定農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

2 開設者は、借受者が契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

3 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

4 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないよう指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、さいたま市は開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第4 開設者は、市民農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

2 開設者は、地域において行う航空防除、共同防除等の病虫害の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。

3 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。

4 さいたま市は、開設者から1から3に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

（特定貸付農地を中止し、又は廃止する場合において、特定農地貸付けの適切な利用等を確保するために必要な事項）

第5 開設者は特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定貸付農地規程の承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するとき

(別途締結する貸借契約の期間が満了した時を含む。以下同じ。)には、市民農園の用地を現状に回復し、さいたま市に返還するものとする。

- さいたま市は、開設者が前項の規定による原状回復を行わないときには、開設者に代わって原状回復を行うものとし、その費用は開設者が負担するものとする。

なお、さいたま市が原状回復を求めないときにはこの限りでない。

- 開設者は、特定農地貸付けを廃止する場合には、〇ヶ月間の予告期間をおいて行うものとする。
- 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定貸付規程の承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園の斡旋を行うものとする。

(開設者がさいたま市に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

- 開設者は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、さいたま市に定期的に報告しなければならない。

(実施調査等)

- さいたま市は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聴き取り等による調査を行うものとする。

(指導及び協定に違反した場合の措置)

- さいたま市は、開設者が本協定第3の1から3並びに第4の1から3に違反したと認める場合、又は正当な理由なく特定農地貸付けを行わない場合、若しくは当該農地を特定農地貸付け以外の用途に使用した場合、その是正について指導を行うものとする。
- 開設者が前項の指導に従わない場合は、さいたま市は開設者と締結する賃貸借(使用貸借)契約を解除するものとする。
- 前項に基づき賃貸借(使用貸借)契約が解除されたときは、開設者は自らの負担で市民農園の用地を現状に回復し、さいたま市に返還するものとする。なお、この場合、本協定第5の3及び4を準用するものとする。
- さいたま市は、開設者が承認された内容に従って特定農地貸付けをしていないと認める場合は、管轄の農業委員会に特定農地貸付けの承認の取消しを求めるものとする。

